区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○一九八五六
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・一三九〇一
省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇一三〇九
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇四三〇六
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	三七四、五一九円
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・〇四九二三
省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	三三二、八四一円
省令第十七条において準用する省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○一九八五六
省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇九〇四八
省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	四三・〇九五六九
省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・六四二五〇
省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八七七九
省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	九十七円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	十三円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	五円十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○五五六四
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・二四五七九
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一三八三二
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	四四、三七九円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	三五、七五八円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	五円二十銭
省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	四円三十七銭
省令附則第十九条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三十銭

○厚生労働省告示第百十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十二年度における同令による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第十九条の二の規定により公示する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

区分	率又は額
国民健康保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に係るもの	百十一円六十銭
国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	百十四円二十銭
省令第十六条第一項第二号に規定する額	五十七円二十銭
省令第十六条第二項において準用する省令第八条第一項第二号に規定する率	○・○○○○一
平成十八年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する確定負担調整加算率	○・○○○○一 ○○○○○○○○○○ ○○○○○○

○厚生労働省告示第百十三号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、マイナス〇・〇〇〇六〇四三八一七三四とする。